

指定通所介護事業所
介護予防・日常生活支援総合事業
デイサービスセンターリハコートみなど
重要事項説明書

当事業所は、介護保険の指定を受けています。

【介護保険事業者番号】

0270304454

当事業所は、契約者に対して通所介護サービス並びに八戸市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス（以下、サービス）を提供いたします。

当事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上ご注意いただきたい事等を、次の通り説明いたします。

* 当事業所への通所は、原則として要介護認定の結果、「要介護」「要支援」「総合事業対象者」と認定された方が対象となります。

1. 事業者概要

事業者	株式会社しづく
所在地	〒020-0815
	岩手県盛岡市小杉山15番地3号
電話番号	019-604-2522
代表者名	代表取締役 岩館 勝彦
設立年月	平成15年7月18日

2. 事業所名称等

事業所名	デイサービスセンターリハコートみなど
所在地	〒031-0812
	八戸市大字湊町字本町1番地2
電話番号	0178-32-7432
FAX番号	0178-32-7433
管理者氏名	橋場 龍進
開設年月日	令和6年10月1日

3. 事業の目的と運営の方針

(1) 事業の目的

事業所が行うサービスは、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(2) 運営の方針

- ① 通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むうえで必要な援助を行う。
- ② 懇切丁寧に行う事を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- ③ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- ④ 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整える。

4. 従業者の職種及び員数

- | | |
|-----------|----------------|
| ① 管理者 | 1名（機能訓練指導員と兼務） |
| ② 生活相談員 | 1名以上（他職種と兼務） |
| ③ 介護職員 | 2名以上（常勤、非常勤） |
| ④ 看護職員 | 1名以上（常勤、非常勤含む） |
| ⑤ 機能訓練指導員 | 1名以上（常勤、非常勤含む） |
| ⑥ その他の職員 | 必要に応じて配置。 |

5. 営業日、営業時間及びサービス提供時間

(1) 営業日 月曜日～金曜日

但し、年末年始は臨時休業あり

(2) 営業時間 8時30分から17時30分まで

(3) サービス提供時間

- | | |
|--------|----------------|
| ① 1単位目 | 9時30分から12時30分 |
| ② 2単位目 | 13時30分から16時30分 |

6. 利用定員

- | | |
|--------|-----|
| ① 1単位目 | 20名 |
| ② 2単位目 | 20名 |

7. 提供するサービスの内容

(1) 送迎

利用者の居宅から事業所までの送迎及び乗降の介助

(2) 生活指導

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言

利用者に必要な日常生活上の世話及び援助

(3) 機能訓練

利用者が日常生活を営む上で必要な機能の減退を防ぐための訓練

(4) 健康状態の確認

利用者の体調や血圧等の確認

(5) レクリエーション

利用者の心身の活性化を図るためのレクリエーション

8. 通常の事業の実施地域

ハ戸市（南郷地区を除く）

9. 設備等の概要

食堂兼機能訓練室	136.45m ²	洗面・脱衣所	1ヶ所
静養室	17.97m ²	トイレ（女子用）	2ヶ所
相談室	11.16m ²	トイレ（男子用）	1ヶ所
浴室	12.13m ²	トイレ（職員用）	1ヶ所

10. 利用料について

- (1) 利用料は介護報酬の告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割、もしくは3割の額となります。
- (2) 介護保険給付サービス及び介護保険給付外サービスの利用料金については、別紙の料金表のとおりです。
- (3) 利用料金については月末締めとし、翌月15日まで請求書を送付いたします。ので、その月末までにお支払い下さい。お支払いの確認が済み次第、領収書を発行いたします。
- (4) お支払いは、現金払い、銀行振込及び口座振替（自動引落し）のいずれかの方法でお願いします。
- (5) 前号(2)(3)で請求しました利用料が、3ヶ月以上お支払いがなく、その支払いを督促したにもかかわらず、正当な理由がある場合を除き、督促状を発行した日から30日以内にお支払いがない場合、利用契約を解除・終了させていただきます。

11. 利用手続きについて

サービスの利用にあたっては従業者が介護保険者証を確認の上、事業所の説明を契約者及び身元引受人に対しを行い、下記の書類を提出していただきます。

② 重要事項説明書	1通
③ 秘密保持・個人情報保護法の遵守についての同意書	1通

12. サービス利用にあたっての留意事項

- (1) 飲食物の持ち込みは、医学的管理上及び衛生管理上問題となる場合がありますのでご遠慮いただきます。
- (2) 飲酒は禁止させていただきます。但し、事業所行事に伴って提供される場合はこの限りではありません。
- (3) 喫煙は禁止させていただきます。
- (4) 設備・備品の利用に当たっては、損傷や汚染等に十分にご注意願います。なお備品等を著しく破損または汚染した場合には、修理代又は、クリーニング代の実費を申し受ける場合があります。
- (5) 貴重品の持ち込みは、原則としてお断りいたします。
- (6) 金銭の持込については、必要最低限のお小遣い程度にとどめて下さい。但しこの場合、盗難・紛失が発生した場合でも当事業所ではその責任を一切負いません。
- (7) サービス利用中、個人での外出はできません。やむを得ず外出する場合は、管理者の許可を必要といたします。
- (8) 事業所では、多くの方に安心してサービスを受けていただくために、事業所内(送迎車両内を含む)での契約者の営利行為・宗教の勧誘・特定の政治活動及び、他の契約者への迷惑となる行為は、禁止させていただきます。もし、再三の注意にもかかわらず、これらの行為を止めない場合は、利用契約を解除・終了させていただきます。
- (9) 心身の状況に応じたサービスを提供する為、サービス利用当日の健康状態を確認させて頂きます。
- (10) 原則として、サービス提供の中止の申し出は利用予定日の前日までにお願いします。

13. 緊急時における対応

サービス提供時に利用者に体調や容体の急変が生じた場合、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医及び家族棟へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

14. 非常防災対策

事業所では、次の様な防災設備の設置と、防災訓練等を実施しています。

- ① 防災設備 火災報知機、非常灯、誘導灯、消火器、防火扉、防火ガラス戸
- ② 防災訓練 年2回以上
- ③ 災害時の対応 あらかじめ策定してある業務継続計画に従って対応します。

15.衛生管理等

事業所は利用者の使用する施設、食器その他の設備等について衛生上必要な措置を講ずる。また、感染症が発生し、またはまん延しないよう次の対応をします。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための定期的な研修及び訓練の実施

16.秘密保持等

- (1) 事業所及び従業員は、正当な理由がない限り、契約者に対するサービスの提供に際して知り得た利用者、利用者の家族及び身元引受人の秘密を漏らしません。
- (2) 事業所は、従業員が退職後、就業中に業務上知り得た利用者、利用者の家族及び身元引受人の秘密を正当な理由なく漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- (3) 事業所は、契約者家族からあらかじめ同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者、利用者の家族及び身元引受人の個人情報を用いません。

17.虐待防止のための措置に関する事項

事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の対応をします。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

18.身体拘束

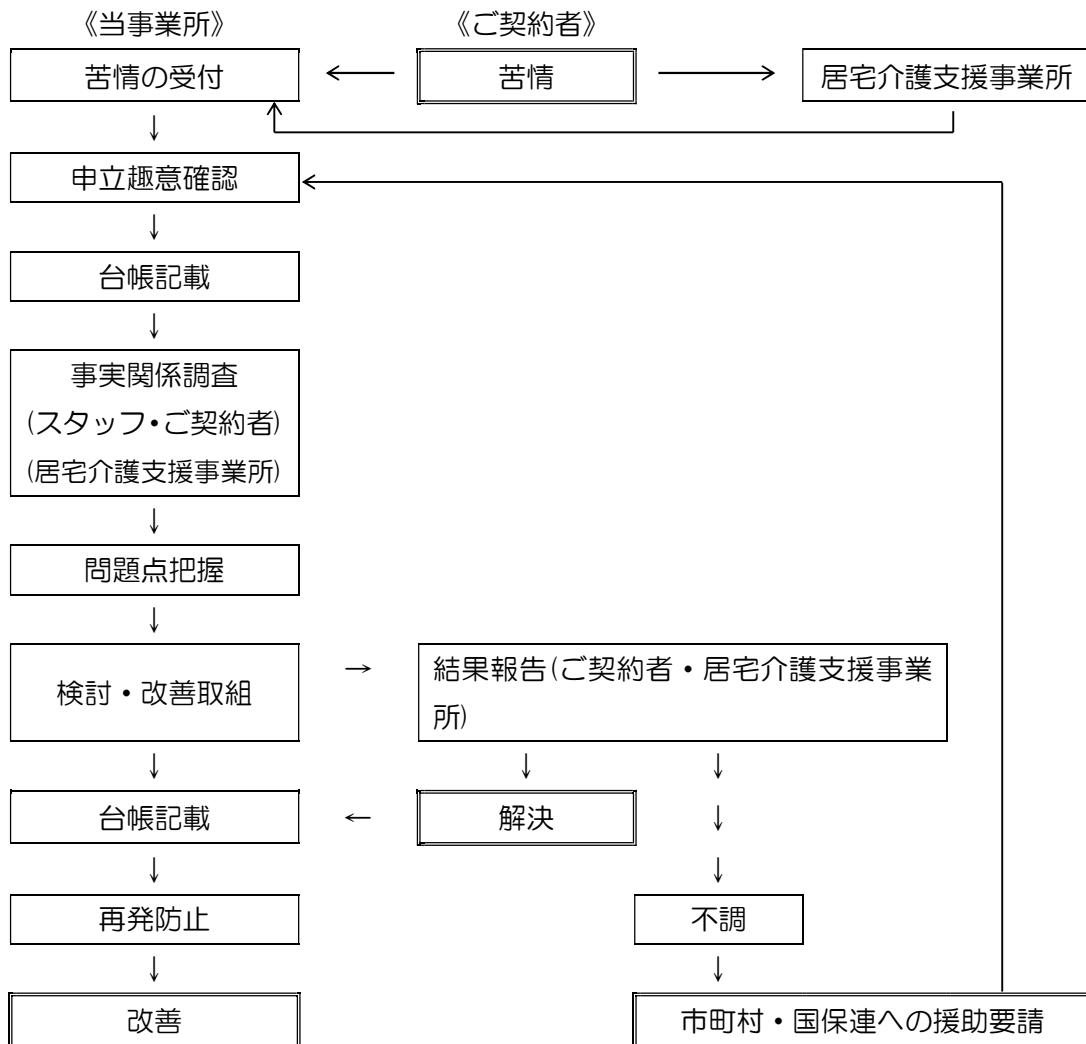
事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者 の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

19.サービスの内容に関する苦情

(1) 事業所の苦情相談窓口

- | | | |
|-----------|---|------------------------------|
| ① 苦情受付担当者 | : | 管理者 橋場 龍進 |
| ② 苦情解決責任者 | : | 管理者 橋場 龍進 |
| ③ 電話番号 | : | 0178-32-7432 |
| ④ FAX番号 | : | 0178-32-7433 |
| ⑤ 受付時間 | : | 月曜日から金曜日
午前8時30分から午後5時30分 |

(2) 苦情処理体制



(3) 事業所以外の相談・苦情窓口

事業所以外に、下記の苦情相談窓口にも苦情を伝えることができます。
(行政機関その他苦情受付機関)

行政機関名	所在地	電話番号
八戸市福祉部介護保険課 介護事業者グループ	八戸市内丸1-1-1	0178-43-9292
青森県国民健康保険 団体連合会	青森市新町2-4-1 県共同ビル3F	017-723-1336

21. 事故発生時の対応

サービス提供時により事故が発生した場合は、速やかに利用者のご家族、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター及び市町村等に連絡すると共に、必要な措置を講じます。

また、事業所のサービス提供に伴って賠償すべき事故が発生した場合は、株式会社しづくは損害賠償の責を負うものとします。

22. その他

- (1) 事業所についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求下さい。
- (2) ご要望やご質問がございましたら、事業所の管理者や生活相談員、またはスタッフにお声がけください。

重要事項説明書の内容に関する説明は、下記の者が担当いたしました。

令和 年 月 日

所属 デイサービスセンターリハコートみなと

氏名 橋場 龍進

重要事項説明書の内容に関する説明を、上記の担当者より受け、サービスの提供に同意いたします。

令和 年 月 日

契約者氏名

契約者は、心身の状況等により署名できないため、契約者本人の意思を確認のうえ、私が契約者に代わって、その署名を代筆しました。

身元引受人

契約者との関係 ()

連帯保証人

契約者との関係 ()